

事務局説明資料

令和3年2月16日
金融庁

電子決済等代行業者に対し、登録制を導入し、以下のルールを整備

1. 電子決済等代行業者の体制整備・安全管理に係る措置

- 利用者保護のための体制整備
- 情報の安全管理義務等
- 財産的基礎の確保

2. 電子決済等代行業者の金融機関との契約締結等

- サービス提供にあたり以下の事項を含む契約を締結
 - ・ 利用者の損害に係る賠償責任の分担
 - ・ 利用者に関する情報の安全管理

3. 金融機関におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置

- 電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表
- 電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表
- オープンAPI導入に係る努力義務

情報通信技術の進展に伴う
金融取引の多様化



金融の機能に対する信頼向上や
利用者保護等の必要

国際的な動向等を踏まえ、法令上の「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更

暗号資産の交換・管理に関する業務への対応

- ◆ 暗号資産交換業者に対し、顧客の暗号資産は、原則として信頼性の高い方法(コールドウォレット等)で管理することを義務付け
それ以外の方法で管理する場合には、別途、見合いの弁済原資(同種・同量の暗号資産)を保持することを義務付け
- ◆ 暗号資産交換業者に対し、広告・勧誘規制を整備
- ◆ 暗号資産の管理のみを行う業者(カストディ業者)に対し、暗号資産交換業規制のうち暗号資産の管理に関する規制を適用

暗号資産を用いた新たな取引や不公正な行為への対応

- ◆ 暗号資産を用いた証拠金取引について、外国為替証拠金取引(FX取引)と同様に、販売・勧誘規制等を整備
- ◆ 収益分配を受ける権利が付与されたICO(Initial Coin Offering)トークンについて、
 - 金融商品取引規制の対象となることを明確化
 - 株式等と同様に、投資家への情報開示の制度や販売・勧誘規制等を整備
- ◆ 暗号資産の不当な価格操作等を禁止

その他情報の利活用の進展等への対応

- ◆ 情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえ、
 - 金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を追加
 - 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加
- ◆ 金融機関が行う店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的に慣行となっている担保権の設定による方式に対応するための規定を整備

情報通信技術の進展 と ニーズの多様化

オンラインでのサービスの提供が可能となる中、多種多様な金融サービスのワンストップ提供に対するニーズ

キャッシュレス時代に対応した、利便性が高く安心・安全な決済サービスに対するニーズ

こうしたニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融商品販売法を「金融サービスの提供に関する法律」に改めるほか、資金決済法等を改正する

金融サービス仲介法制

金融サービス仲介業の創設

- 1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設※

※ さらに、一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続も省略可能とする。

[主な規制]

- ・ 特定の金融機関への所属は求めない
- ・ 利用者財産の受入れは禁止
- ・ 仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限り取扱可能
- ・ 利用者に対する損害賠償資力の確保のため、保証金の供託等を義務付け
- ・ 利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などは、仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定
- ・ このほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備

決済法制

資金移動業の規制の見直し

- 高額送金を取扱可能な類型を創設
 - 海外送金のニーズなどを踏まえ、100万円超の高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設
 - 事業者破綻時に利用者に与え得る影響を踏まえ、利用者資金の受入れを最小限度とするため、具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止※
- ※ 事業者は、送金先や送金日時が決まっている資金のみ、利用者から受入れ可能。
- 少額送金を取り扱う類型の規制を合理化
 - 送金コストのさらなる削減の観点から、利用者の資金について、供託等に代えて、分別した預金で管理することを認める（外部監査を義務付け）
- 現行の枠組みは維持（上記とあわせて、資金移動業は3類型に）

利用者保護のための措置

- いわゆる収納代行のうち、「割り勘アプリ」のように実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化

※ 上記のほか、店頭デリバティブ取引について、取引情報の報告先を取引情報蓄積機関に一元化するための規定を整備 等

銀行の業務範囲規制等の見直し（案）

- ポストコロナの日本経済の回復・再生、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行規制を抜本的に見直す。
- 預金者保護の観点から、兄弟会社・子会社を中心に規制を緩和。また、資金調達（預金）が公的なセーフティネットで保護されている点などにおいて銀行は一般事業会社に対する優位性を有していることを考慮。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築

業務範囲規制

(1) 子会社・兄弟会社

現行

見直し後

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

◆他業認可

| | | |
|--------|--------------------------|----|
| フィンテック | 地域商社 (在庫保有、製造・加工原則なし) | 実例 |
|--------|--------------------------|----|

◆従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

| | |
|-----------------|------------------|
| 自行アプリやITシステムの販売 | データ分析・マーケティング・広告 |
| 登録型人材派遣 | ATM保守点検 |
| 印刷・製本 | 自動車運行・保守点検 など |

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

◆他業認可

- 個別列举・制限なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- 認可を受けることですべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

◆通常の子会社・兄弟会社認可

| | |
|------------------|--------------------------|
| フィンテック | 地域商社 (在庫保有、製造・加工原則なし) |
| 自行アプリやITシステムの販売 | データ分析・マーケティング・広告 |
| 登録型人材派遣 | ATM保守点検 |
| 障害者雇用促進法に係る特例子会社 | 地域と連携した成年後見 |

※ 内閣府令において個別列举（実施状況などを踏まえ追加）
※ 財務健全性・ガバナンスが充分なグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）

◆従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

| | |
|-------|---------------|
| 印刷・製本 | 自動車運行・保守点検 など |
|-------|---------------|

(2) 銀行本体

- 銀行業の経営資源を活用して行う範囲において、銀行本体が営むことも可能に

| | | | | |
|-----------------|------------------|---------|---------------|------------------------------|
| 自行アプリやITシステムの販売 | データ分析・マーケティング・広告 | 登録型人材派遣 | 幅広いコンサル・マッチング | ※ 内閣府令において個別列举（実施状況などを踏まえ追加） |
|-----------------|------------------|---------|---------------|------------------------------|

(3) 出資規制（5%・15%ルール）

- 投資専門会社によるコンサル業務を可能に
- 事業再生会社・事業承継会社やベンチャービジネス会社の出資可能範囲・期間の拡充
(早期の経営改善・事業再生支援や、中小企業の新事業開拓の幅広い支援を可能に)
- 非上場の地域活性化事業会社について、事業再生会社などと同様に議決権100%出資を可能に

国際競争力の強化

(4) 外国子会社・外国兄弟会社（外国金融機関等の買収に係る環境整備）

- 買収した外国金融機関の子会社である外国会社について、現地の競争上必要性があれば、現地法令に準拠する限り継続的な保有を認めることを原則に
- リース業や貸金業を主として営む外国会社について、迅速な買収を可能に